平成 24 年度税制改正 (租税特別措置) 要望事項 (新設·拡充·延長)

(国土交通省)

制度	名	車体課税の簡素化、グリーン化、負担の軽減等
税	目	自動車重量税
要	するためにません。カーと	車の取得・保有に係る自動車ユーザー、自動車運送事業者の負担を軽減め、平成23年度税制改正大綱、社会保障・税一体改革成案に従い、車体簡素化、負担の軽減を図る。 車体課税の見直しの中で、現在講じられている環境対応車に係るエコ党やグリーン化特例等の特例措置を継続し、車体課税のグリーン化を図もに、衝突被害軽減ブレーキを搭載した大型貨物自動車及びバリアフリバス・タクシー車両に係る特例措置を創設する。
望	XJ I/C\	1人・ダブン― 早间に味る特例相直を創設する。
Ø		
内		
容		
		平年度の減収見込額 - 百万円 (制度自体の減収額) (- 百万円)

(1) 政策目的

車体課税については、平成 23 年度税制改正大綱において、「エコカー減税の期限到来時までに、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況を 踏まえつつ、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化・グリ 一ン化・負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討」することとされ ており、社会保障・税一体改革成案においても同様の指摘がされている。

このため、車体課税の簡素化・負担の軽減により自動車ユーザー、自動車 運送事業者の負担の軽減を図るとともに、現在講じられている環境対応車に係るエコカー減税やグリーン化特例等の特例措置を継続することにより自動 車の環境負荷の低減を図ることを目的とする。

一定の先進安全自動車(ASV)に係る特例措置を創設することに より衝突被害軽減ブレーキを搭載した大型貨物自動車の普及促進を図り衝突 事故の被害を軽減するとともに、一定のバリアフリー車両に係る特例措置を **創設することによりノンステップバス・リフト付きバスや福祉タクシーの普** 及促進を図り高齢者や障がい害者等の利便性・安全性を向上させるものであ る。

(2) 施策の必要性

自動車の保有については、自動車重量税と自動車税が課されており自動車 ユーザーや自動車運送事業者の負担が大きいことから、平成 23 年度税制改 正大綱に従い、車体課税の簡素化・負担の軽減を図ることにより自動車ユ-ザーや自動車運送事業者の負担を軽減する必要がある。

さらに、2020 年に向けたCO2排出削減目標に代表される地球温暖化問 題や、大都市を中心に引き続き深刻な状況にある、自動車からの排出ガス (NOx・PM) による大気汚染問題に的確に対応するため、平成 23 年度 税制改正大綱に従い、車体課税の簡素化・負担の軽減を図る中で、現在講じ られている環境対応車に係るエコカー減税やグリーン化特例等の特例措置を 継続することにより自動車の環境負荷を軽減する必要がある。

大型車の交通事故については乗員の被害はもとより相手車両にも大きな被 害をもたらし社会問題となっていることから、衝突被害軽減ブレーキを搭載 した大型貨物自動車の普及促進を図り交通事故死者数を削減する必要があ

バリアフリー車両は公共交通事業者にとって導入費用がかさむ一方、直接 的な需要増に結び付かない投資であるため、車体課税の見直しの中で特例措 置を創設することによりバス・タクシーのバリアフリー化を一層推進する必 要がある。

新 設

	1		
			政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー 社会の実現
			施策目標3 総合的なバリアフリー化を推進する 業績目標 14 バリアフリー化された車両等の割合
			施策目標 5 快適な道路環境等を創造する
			政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の 確保
			施策目標 17 自動車の安全性を高める 業績目標 108 衝突被害軽減ブレーキの年間装着台数
今		政策体系	租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)附則
7			(車体課税についての検討)
回		に お け る 政策目的の 位 置 付 け	第 149 条 政府は、車体課税(自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の課税をいう。以下この条において
の		中国リリ	同じ。) について、新租税特別措置法第90条の12並びに地 方税法等改正法第1条による改正後の地方税法附則第12条の
要			2の2第2項並びに附則第12条の2の3第2項及び第3項に 規定する自動車重量税及び自動車取得税の特例の適用期限が
望			対 到来するまでに、地球温暖化対策の観点並びに国及び地方の 財政の状況を踏まえつつ、新租税特別措置法第 90 条の 11 第 1
1=	合畑		項及び第90条の11の2第1項並びに地方税法等改正法第1 条による改正後の地方税法附則第12条の2の3第1項の規定 により当分の間規定する税率の取扱いを含め、簡素化、グリ ーン化(環境への負荷の低減に資するための見直しをい
関	理 性 性		
連			う。)、負担の軽減その他車体課税を取り巻く状況の変化に 適確に対応するための措置について検討し、その結果に応じ
す			て、所要の見直しを行うものとする。
る		政 策 の 達成目標	車体課税の簡素化、グリーン化、負担の軽減等により、自動 車ユーザー負担の軽減、自動車の環境負荷の低減等を図る。
事			
項		和松性叫牲	
		租税特別措置の適用又	
		は延長期間	
		同上の期間	
		中の達成 目 標	
		政策目標の 達 成 状 況	
	ā		•

	要 望 の 措 置 の 適用見込み	
有 効 性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本文学 (1) 本 (1) か (
	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	車体課税の簡素化、グリーン化、負担の軽減等(自動車取得税、自動車税)
相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	 環境対応車普及促進対策:8億円(平成24年度要求) 事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入支援):5億円(平成24年度要求) 地域公共交通確保維持改善事業:332億円(平成24年度要求)
当性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	環境性能に優れた自動車は、依然として高額であることから、税制優遇・補助金をパッケージとして導入することにより、環境性能に優れた自動車の普及を促進し、自動車の環境負荷の低減を図る。 衝突被害軽減ブレーキの装着義務付け前にできるだけ普及を促すため、補助金の他に本特例措置により自動車取得者の負担軽減を図る。 高額なバリアフリー車両の普及を促進するため、補助金の他に本特例措置により自動車取得者の負担軽減を図る。
	要望の措置の 妥 当 性	自動車の保有については、自動車重量税と自動車税が課されており自動車ユーザーや自動車運送事業者の負担が大きいことから、平成 23 年度税制改正大綱や社会保障・税一体改革に従い、車体課税の簡素化・負担の軽減を図ることにより自動車ユ

		一ザストラー では、は好いは、は好いは、は好いは、は好いない。、は好いないのでは、は好いないのでは、は好いないのでは、ないののでは、ないのではないのではないのではないのではない、ないのではないのではないのではない、ないのではないのではないのではない、ないのではないのではないのではないのではない、ないのではないのではないのではない、ないのではないのではないのではない、ないのではないのではないのではない、ないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは
- これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
	前回要望時 の達成目標	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	
これまでの 要 望 経 緯		